行政説明

学校安全の現状と課題

~学校安全の各領域における取組の改善に向けて~

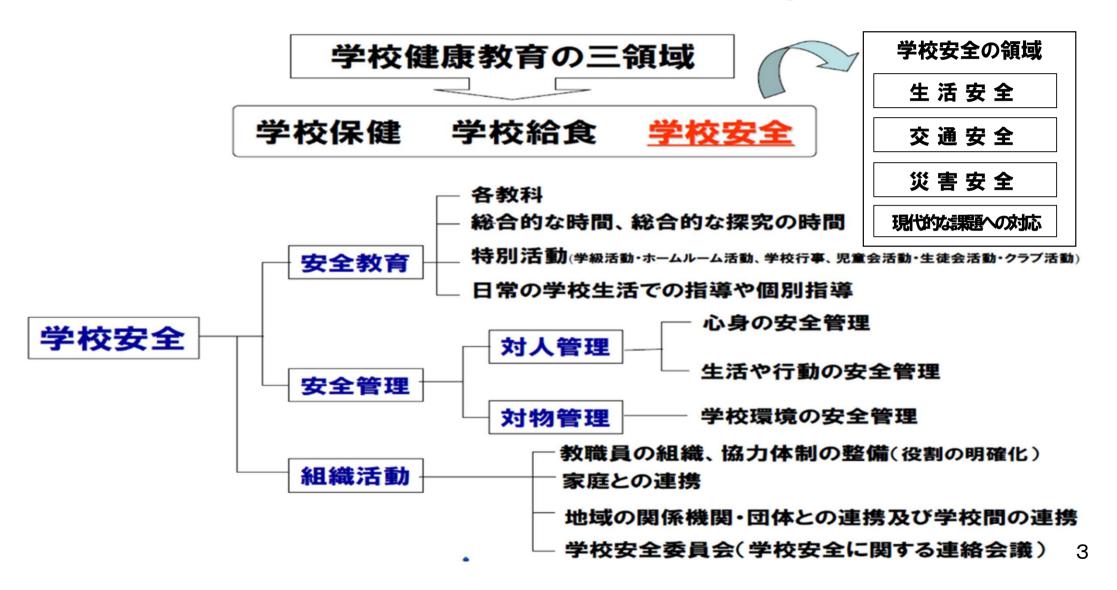
広島県教育委員会

豊かな心と身体育成課 健康教育係 指導主事 大名 克英

居短危間思備相關

『安きにありて危うきを思う(居安思危) 思えばすなわち備えあり(思則有備) 備えあれば憂いなし(有備無患)』

学校安全に係る基本的な考え方①



学校安全に係る基本的な考え方②

学校保健安全法に基づく学校安全の取組

「生きる力」の 参照ページ

P14.15

学校では、「学校保健安全法」(平成21年4月1日施行)に基づき、学校安全の取組が実施されている。

第1章 総則

第3条 (国及び地方公共団体の責務)

○国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画 の策定その他所要の措置を講ずる。

- →「学校安全の推進に関する計画」(平成24年4月27日閣議決定) おおむね5年間(平成24年度〜平成28年度)にわたる学校安全の推進に関する施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしたもの。
- →「第3次学校安全の推進に関する計画」(令和4年3月25閣議決定)

第3章 学校安全

第26条(学校安全に関する学校の設置者の責務)

○学校の設置者は、設置する学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努める。

第27条 (学校安全計画の策定等)

○各学校は、学校の施設設備の安全点検や<u>通学を含めた</u>学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修等について盛り込んだ<mark>学校安全計画を策定</mark>し、職員の共通理解の下で、<mark>計画に基づく取組を進める。</mark>

第28条 (学校環境の安全の確保)

○校長は、当該学校の施設又は整備について、児童生徒等の安全確保を図る上で 支障となる事項があれば、 遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じる。

第29条(危険等発生時対処要領の作成等)

○各学校は、学校独自の危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)を作成するとともに、教職員に周知 し、危険等発生時に備えた訓練を実施する。

第30条(地域の関係機関等との連携)

○各学校は、児童生徒等の安全確保を図るため、保護者との連携を図るとともに地域社会(警察署その他の 関係機関、地域の安全活動を行う団体等)との連携・協力を図る。

学校安全に係る基本的な考え方(3)

学校安全計画の第定・実施を通じて、児童生徒等が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献で きる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている

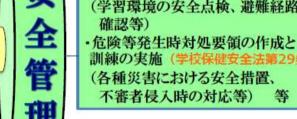








組織活動



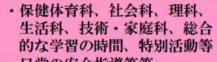
(各種災害における安全措置、 不審者侵入時の対応等) 等

(学習環境の安全点検、避難経路の

訓練の実施(学校保健安全法第29条)

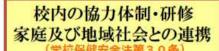
安全点検の実施

確認等)



日常の安全指導等等





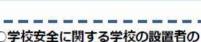
■ 学校安全に係る各領域

生活安全→ 日常生活で起こる事件・事故災害、誘拐や傷害などの犯罪

交通安全→ 様々な交通場面における危険と安全

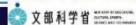
災害安全→ 地震、津波、火山活動、風水(雪)害等や火災、原子力災害

現代的課題への対応→Jアラートへの対応、SNSに起因する犯罪、性犯罪・性暴力への対応等



- 学校安全に関して学校の設置者が 果たすべき役割の重要性に鑑み、取組 の一層の充実を図るため、その實務を 法律上明確化。
- 学校環境の安全の確保

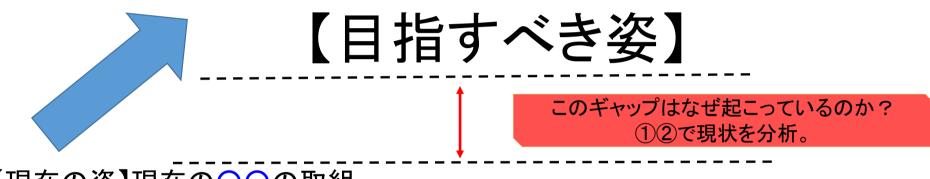
学校の施設・設備について、児童生徒 等の安全確保の観点から支障がある 場合に、校長等が遅滞なくその改善のため





研修での問い

- 〇児童生徒の安全を守るために、何をすればよいのか。
- 〇児童生徒が自らの判断で安全に行動したり危険を予測して的確に判断をしたりするなど 「安全に行動する」ために、何をすればよいのか。



【現在の姿】現在の○○の取組

①【分析】今までの取組(これまでの <mark>〇〇</mark> の取組)					
事前	実際の <u>OO</u> の取組	事後			
②【分析】取り組んでいるにもかかわらずギャップが起こっているのはなぜ?事前-実際の <u>〇〇</u> の取組-事後を含めてどこに、どのような問題がありますか?問題の核心は?					
事前	実際の <u>OO</u> の取組	事後			

スモールステップで

日頃の取組と関連付けながら

学校安全に関する経緯・主な施策

昭和40年代前半 交通事故の急増を背景とした交通安全指導の推進

昭和40年代後半 生活安全に関する指導も充実

平成 7年1月 阪神・淡路大震災

死者•行方不明者:6,400名超、負傷者:4万3,700名超

交通安全

生活安全

災害安全

⇒ 学校施設の防災対策、防災教育の推進(防災教育資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」作成)

平成13年6月 大阪教育大学附属池田小学校事件

死者:児童8名、負傷者:児童13名、教員2名

生活安全

⇒ 学校防犯対策の強化(危機管理マニュアルの作成、防犯訓練・設備整備など)

平成16年頃~

⇒学校安全資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」作成

登下校中の児童が被害に遭う誘拐事案が連続して発生

生活安全

⇒ 登下校時の安全対策の強化(危機管理マニュアルの改訂、保護者や地域と連携した見守りの充実など)

平成20年6月 学校保健安全法の制定(学校保健法の改正)

⇒ 学校安全資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」作成

災害安全

平成23年3月 東日本大震災 死者•行方不明者:21,839人、負傷者:6,219人

⇒ 規模だけでなく、津波被害や原子力災害など従来の想定を超える災害の発生。その後の安全教育・安全管理や事後対応 (事故検証)のあり方に様々な影響。 有識者会議の議論を踏まえた防災管理・防災教育の見直し(「学校防災マニュアル」 (地震・津波災害)作成の手引き」作成、防災教育資料の改訂)

学校安全に関する経緯・主な施策

平成24年4月 京都府亀岡市交通事故など 死者:児童・保護者3名、負傷者:児童7名

⇒ 学校・道路管理者・警察による通学路の緊急合同点検を実施。⇒ 通学路交通安全プログラム 平成24年4月 学校安全の推進に関する計画(閣議決定)

- ・国としての学校安全に関する総合的な計画(5年間)
- ・安全教育の充実、教員の資質能力向上、組織的取組の推進等について記載

平成24年9月 さいたま市教育委員会事故対応検証委員会<u>⇒ASUKAモデル</u> 平成28年3月 学校事故対応に関する指針

・学校管理下における重大事故についての事後検証に係る国の指針、・設置者の説明責任と再発防止の観点からの検証

平成28年4月 熊本地震 死者267人

平成29年3月 第2次学校安全の推進に関する計画(閣議決定)・目指すべき姿を明確化し、12の施策 目標に基づく具体的な推進方策を記載

⇒ 平成30年3月「学校の危機管理マニュアル作成の手引」作成)

平成30年5月 下校中の児童が被害に遭う誘拐事案が発生

⇒「登下校防犯プラン」

平成30年6月 大阪府北部を震源とする地震

平成30年7月 西日本豪雨災害、平成30年9月 北海道胆振東部地震

⇒ 平成31年3月「『生きるカ』をはぐくむ学校での安全教育」改訂2版

交通安全

生活安全

災害安全

生活安全

災害安全

学校安全に関する経緯・主な施策

令和元年5月 保育園児交通事故・川崎市における殺傷事件 令和元年9月~10月 台風15号、19号、21号、大雨による被害

災害安全

- ⇒令和2年10月 浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査
- ⇒令和3年6月「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」作成
- ⇒令和3年6月「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」作成 生活:

令和3年6月 千葉県八街市での交通事故

⇒令和3年7月 通学路における合同点検の実施

令和4年3月 第3次学校安全の推進に関する計画(閣議決定)

令和4年9月 静岡県牧之原市認定こども園の送迎用バスの置き去り

⇒令和4年9月 送迎用バスの実地調査

⇒令和4年10月 こどものバス送迎・安全徹底プラン、こどものバス送迎・安全徹底マニュアル

⇒ 令和4年12月 学校保健安全法施行規則の一部改正:送迎用バスの安全装置装備義務化等

令和5年3月 埼玉県戸田市の学校への不審者侵入事件

⇒令和5年3月 危機管理マニュアルの点検(不審者侵入に関わる防犯対策) 生活安全

令和6年4月 気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行(令和6年4月1日)

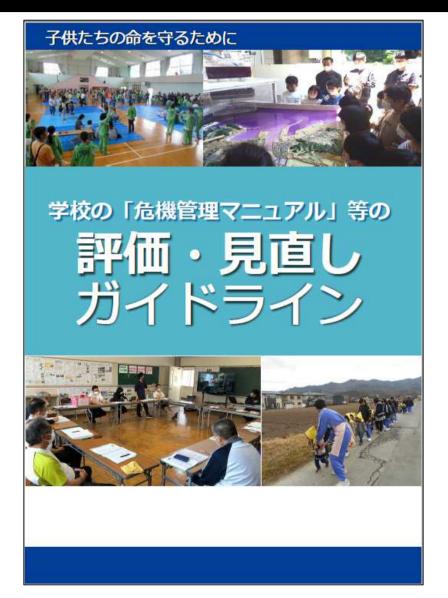
⇒令和6年4月「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」(追補版)作成

生活安全

交通安全

生活安全

「『危機管理マニュアル』評価・見直しガイドライン」・「教職員向け研修・訓練実践事例集」







危機管理マニュアルの基本事項

「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」

(文部科学省 令和3年2月)

「はじめに」(ivページ)本ガイドラインの構成・使い方 から

- ○危機管理マニュアルに盛り込むべき事項や、その記載方法などについて、チェック リストの形で示してある。
- 〇このチェックリスト編のチェック項目を用いて、自校の危機管理マニュアルの内容と 照らし合わせ、
 - ・必要な事項が記載されているか、
 - ・記載方法は適切か などについて評価する。
- 〇その上で、自校の危機管理マニュアルに十分ではない点が見つかった場合や、 適切かどうかの判断が下せない場合には、詳細を解説編で確認する。

「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」のURL (P14~)チェックリスト編https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/kikikanri-all.pdf

| マニュアルの基本事項

1-1	危機管理マニュアルの目的と位置付け		
	危機管理マニュアルが、学校保健安全法に基づき策定されていることを記載してい る。	⇒解説編	
	消防法、その他の法令に基づき学校の立地に応じて作成すべき避難計画にも該当 する場合、その旨を記載している。	p. l	
	学校安全計画・消防計画など、他に定めている学校安全関連の各種計画・マニュアル類と、危機管理マニュアルの相互関係を記載している。	⇒解説編 p.3	
	危機管理の考え方		
1-2	危機管理の考え方		
1-2	危機管理の考え方 危機管理マニュアルの想定を超えた事態が発生した場合でも教職員が適切な判断を下せるよう、危機管理の基本方針を記載している。	⇒解説編 p.4	
NAME OF TAXABLE PARTY.	危機管理マニュアルの想定を超えた事態が発生した場合でも教職員が適切な判	VIII - CHE AND	

| マニュアルの基本事項

1-3	危機管理マニュアルの運用方法		
	全ての教職員(非常勤を含む)が危機管理マニュアルの内容を確実に理解するための、具体的な方法を定めている。	⇒解説編	
	危機管理マニュアルの内容を周知すべき児童生徒等、保護者、地域住民、関係機 関などについて、具体的な周知の対象者と周知方法を定めている。	p.6	
	危機管理マニュアルの保管場所・保管方法を、事故・災害等の発生時に生じる状況にも配慮して、具体的に定めている。	⇒解説編 p.7	
	危機管理マニュアルの見直し・改善について、その時期、手順などを具体的に定めている。	⇒解説編 p.7	
	危機管理マニュアルが最新版であることや担当責任者などが一目でわかるよう、 表紙に改定時期等を記載している。	⇒解説編	
□ 危機管理マニュアルの改訂履歴を管理し、記載している。		p.8	

「2 事前の危機管理」「3 発生時(初動)の危機管理」「4 事後の危機管理」と続きます。

第3次学校安全の推進に関する計画

(令和4年3月25⊟ 閣議決定)

第2次学校安全の推進に関する計画

(平成29年3月24日 閣議決定)

く目指すべき姿>

- ① 全ての児童生徒等が、<u>自ら適切に判断し、</u> <u>主体的に行動できるよう</u>、安全に関する資質・能力を身に付けること
- ② 学校管理下における児童生徒等の事故に 関し、死亡事故の発生件数については限りな くゼロにすること
- ③ 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について障害や重度の負傷を伴う 事故を中心に減少させること

く目指すべき姿>

- ① 全ての児童生徒等が、安全に関する資質・ 能力を身に付けることを目指す。
- ② 学校管理下における児童生徒等の事故に 関し、死亡事故の発生件数については限りな くゼロとすることを目指すとともに、負傷・疾病 の発生率については障害や重度の負傷を伴う 事故を中心に減少傾向にすることを目指す。

「学校事故対応に関する指針」の改訂について

令和6年4月10日付け通知

このことについて、平成28年6月8日付け広島県教育委員会教育長通知「「学校事故対応に関する指針」への対応について」で通知しているところですが、文部科学省総合教育政策局長から、別紙写しのとおり通知がありました。

ついては、貴教育委員会及び所管の学校において、別紙1及び別添に留意の上、必要に応じ危機管理マニュアルの見直 し・改善を図り、事件・事故災害の未然防止に努めるとともに、事故発生時に適切に対応するための体制の整備等をお願い します。

また、これまでも学校の管理下で、指針の対象となる事故が発生した場合には、速やかに関係の教育事務所等へ報告を行っていただいているところですが、今回の改訂により、<u>死亡事故に加え、意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事案が発生した場合は、国まで一報を行うこととされましたので、御留意ください。</u>

報告が必要な事故報告(第一報)の後、県教育委員会の支援等が必要と認められる場合は、事案の内容等に応じて担当課等が教育事務所等と連携して支援等を行いますので、御承知おきください。

なお、県立学校へは別紙3のとおり通知しておりますので、参考としてください。

さらに、本通知に伴い旧通知(平成28年6月8日付け広島県教育委員会教育長通知「「学校事故対応に関する指針」への対応について」)は廃止します。

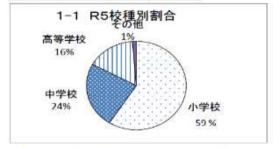
学校安全の現状 ~生活安全の領域~

広島県内の不審者情報の状況

令和5年度 広島県教育委員会への報告分

報告件数並びに校種別割合及び推移

年度	R 3	R 4	R5
件数	370	697	645

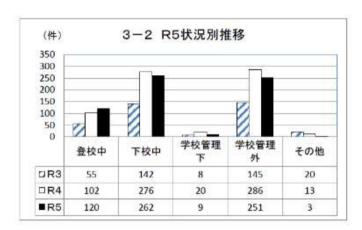


※その他・・・警察等からの不審者注意喚起情報等。

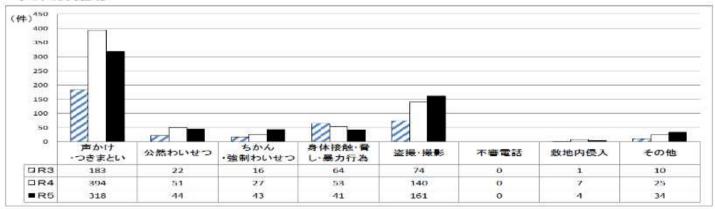
状況別割合及び推移



※その他…不審者注意喚起情報等の場合。



事案別推移





学校安全の現状 ~生活安全の領域~

「熱中症事故の防止について」

令和6年5月2日付け通知

1. 気候変動適応法等の改正について

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、令和 5 年 4 月に気候変動適応 法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 23 号) (以下「改正法」という)が可決・成立しました。(全体概要は【参考資料(1)】のとお り)

改正法では、熱中症対策実行計画の法定計画化、熱中症警戒情報の法定化及び熱中症特 別警戒情報の創設、市町村長による指定暑熱避難施設 (クーリングシェルター) 及び熱中 症対策普及団体の指定の制度等が措置されました。(参考:図1)

ここでは、改正法による改正後の気候変動適応法の規定のうち、特に学校現場での熱中 症事故の防止と関係の強い内容について説明します。

- 熱中症対策の強化のため気候変動適応法を改正。
- ◆ 政府の対策を示す実行計画や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す熱中症特別警戒情報の法定化、熱中症特別警戒情報の発表期間中における国熱から避難するための施設の開放措置等の仕組みの創設を措置。

(令和5年4月改正法成立、令和6年4月1日施行)

<法改正により措置された事項>

- 「熱中症対策実行計画」の法定計画化
- 一·令和5年5月30日閣議決定
- ▶ 現行アラートを「熱中症警戒情報」に法定化
- 「熱中症特別警戒情報」の創設
- 市町村長による指定署熱避難施設の指定
- > 市町村長による熱中症対策普及団体の指定
- 熱中症対策推進検討会において、 連用に係る詳細について議論。
- ・検討会での議論を踏まえ、<u>省令</u>、 運用等に係る指針・手引きを整備。

熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報について

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報	
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート	
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による <u>人の</u> 健康に係る被害が生ずるおそれがある場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す) くこれまでの発表回数> R3: 613回, R4: 889回, <u>R5:1,232回</u>	気温が特に着いく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合 (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援) <過去に例のない広域的な危険な暑さを想定>	
発表基準	府県予報区等内のいずれかの暑き指数情報提供地点における、日最高暑き指数(WBGT)が33(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合	都道府県内において、全ての暑き指数情報提供地点における翌日の日最高暑き指数(WBGT)が 35 (予測値、小数点以下四捨五入)に達すると 予測される場合 (上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討)	
発表時間	前日 <u>午後5時</u> 頃 及び 当日 <u>午前5時</u> 頃	前日午後2時頃 (前日午前10時頃の予測値で判断)	
表示色	紫 (現行は赤)	黒	

補足) R6の運用期間:4月第4水曜日(24日)~10月第4水曜日(23日)(運用期間外の情報収集も実施予定)

図1:気候変動適応法の改正の概要

「学校における熱中症対策ガイドライン広島県立学校版」 (令和6年5月改訂版)

気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行(R060401)されるなど、熱中症対策をめぐる状況について動きがあったこと等を踏まえ、その内容を一部追記した。

- ①3 熱中症の予防策(2)熱中症に係る安全管理及び安全指導の留意事項 イ・ウの項目の追記
- ②参考資料の追記

目的

学校において、熱中症予防対策に資する情報を適切に捉えて、生徒自らの行動につないでいくための学校安全の視点を踏まえた指導を各学校で行うこと

環境省・文科省版との関係

- 〇環境省・文科省版の内容を踏襲する形で、
 - •各項目のポイントとなる事項をピックアップ
 - •校種ごとの学習指導要領との関連を提示

構成

- 1 本ガイドラインについて
- 2 熱中症とは何か
 - ・熱中症とはどのようにして起こるのか
- イ 気候変動適応法等の改正、熱中症警戒情報及び熱中症 特別警戒情報について
- ウ「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」の追記
- 3 熱中症の予防策
 - ・ 予防の原則、安全管理・安全指導の留意事項
- 4 学習指導との関連
- 5 参考情報
 - ・暑さ指数(WBGT)や熱中症警戒アラート等
- 参考⑤気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の 一部を改正する法律の概要
- 参考⑥熱中症警戒情報と熱中症特別警戒情報について
- 参考⑦熱中症特別警戒情報(一般名称:熱中症特別警戒アラート) の主な伝達経路 19

学校安全の現状 ~交通安全~

〇広島県

自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例(令和4年10月6日施行)

- ○道路交通法の一部を改正する法律(令和4年4月27日公布)
 - ·令和5年4月1日から すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務
 - ・令和5年7月1日から 一定の基準に該当する電動キックボード等について、原動機付自転車の一類型である 「特定小型原動機付自転車」が創設され、運転免許不要等の新しい交通ルールが適用
- ○道路交通法の一部を改正する法律(令和6年5月24日公布)
 - ・自転車の運転中における携帯電話の使用等の禁止(本年11月1日施行) これまでは、危険行為として「自転車指導警告票」。11月1日からは罰則。
 - ・自転車利用者に対する交通反則通告制度の導入(公布から2年以内に施行) 自転車の交通事故防止のための規定が整備された。

いずれも 16 歳以上の者が反則制度の対象であり、小学生から高校生等までの児童・生徒への交通安全教育が重要。

学校安全の現状 ~交通安全の領域~

広島県内の自転車事故件数にみる交通安全の状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全体発生件数	1,257件	975件	964件	901件	996件
児童生徒の割合	28.6%	27.4%	29.0%	28.3%	29.2%
幼児	2件	7件	1件	O件	O件
小学生	59件	47件	33件	46件	55件
中学生	73件	58件	68件	63件	72件
高校生	227件	162件	178件	146件	164件

学校安全の現状 ~災害安全の領域~

【災害の状況に応じて、幼児児童生徒が主体的に行動する避難訓練の実施率】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
93.6%	95.4%	97.0%

- ・ ここでいう主体的に行動できる避難訓練とは、児童生徒等が学習した知識や技能を活用して、消防署と連携して適切な避難経路を選択したり、下学年の児童生徒等へ避難行動を伝達したり、また、災害の発生時間に変化を持たせ、様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処したりするなど、災害に適切に対応する能力を身に付けることのできる訓練をいう。(「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開(H23年文部科学省)」のP13、14、47、48を参照)
- ・ 児童生徒等が主体的に行動できる態度を育成するためには、自然災害の発生メカニズムが基礎知識として理解され、危険を 予測する力や的確な判断ができるように学習した後、獲得した知識と行動を結び付け、日常生活において自らが実践できること が重要。(「広島県自然災害に関する防災教育の手引(平成25年広島県教育委員会)」のP6を参照)

また、災害の状況に応じた避難行動ができるよう指導を行い、地域の関係機関や近隣の学校等と連携し、児童生徒が積極的に参加する合同避難訓練、避難所運営、防災キャンプなどを実施することにより、実効性を高めるよう実証した訓練が効果的。

県立総合技術高等学校の取組 「生徒自らが判断し主体的に行動できる力を身に付ける」

1 学習のねらい

地震による火災発生を想定して、安全な避難場所を確認したり状況に応じて避難経路を選択したりする活動を通して、 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、自ら判断し主体的に行動できる力を身に付ける。

今回の避難訓練	通常の避難訓練
・教職員が誘導できない状況を想定する。 ・並ばずに避難する。	教職員が誘導する。並んで避難する。
・避難経路は個々に選択させる。	・避難経路は教職員が選択する。



【生徒の感想】

〇これまでの避難訓練は、先生に誘導をされ並んで避難をすることが多かったのですが、災害に備えて安全に避難をするために、自分自身が状況に応じて判断しながら避難できるようにしておくことが必要だと思いました。

○学校が避難所になったら、お年寄りや子供たちが来るので、学校にある調理室を活用して 炊き出しを行うなど、学校の特徴を生かした備えをもっと考えておきたいです。

集合場所へ向かう様子

「広島県 自然災害に関する防災教育の手引[別冊]-平成30年7月豪雨災害を踏まえた実践事例・資料集-」 (追加事例)から 23

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/530107.pdf

学校安全の現状 ~現代的課題への対応~

中央教育審議会答申24においては、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つとして安全に関する力を掲げており、学校安全の3領域に関する教育については教科等横断的に実施されることが必要とされている。

学校安全の3領域に関する従来の学習内容に加えて、児童生徒等が被害に遭うSNSに起因する犯罪や、性犯罪・性暴力への対策については、現代的な課題として、安全教育の中で柔軟に扱うことも重要である。

特に、性犯罪・性暴力対策については、令和2年6月に決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、児童生徒等が巻き込まれる性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組等を推進しているところであるが、さらに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律25の成立により、国、地方公共団体、学校の設置者、学校、教育職員等その他の関係者において、児童生徒等に対する啓発を含め、児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を実施することが定められた。これらの趣旨も踏まえ、国は、児童生徒等が生命を大切にするとともに性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命(いのち)の安全教育」の一層の推進を図ることとする。その際、特別支援学校等については、児童生徒等の個々の障害の特性や程度等に応じ、適切な対応を図る。

こうした現代的課題への対応に関する指導内容や指導計画については、各学校において、関連する教科等における指導内容との関連を意識しながら学校安全計画に位置付けることを推奨し、児童生徒等に必要な知識等を身に付けさせる。

また、新型コロナウイルス感染症対策とマスクの着用による熱中症 リスクに関する安全対策との両立という課題も生じたところである。各 学校において、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛 生管理マニュアル」、「学校における熱

中症対策ガイドライン作成の手引き」等を踏まえ、熱中症予防の観点からのマスク着用に関する考え方について、一層の周知を図る。

さらに、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案に対し、適切な情報伝達の仕組みなどの体制整備や、安全確保のための適切な 避難行動が図られるよう、学校の危機管理マニュアルの見直しや状況に合わせた避難訓練の重要性について、一層の周知を図る。

なお、GIGA スクール構想の実現に当たっては、児童生徒等に ID・パスワードの適切な管理について指導するなど、これまで以上に情報モラルやサイバーセキュリティに関する教育を充実させることが重要であることから、国は、学校とサイバ

一防犯に係るボランティア等との連携も図れるよう、サイバーセキュリティに関する注意事項の啓発等に取り組む。

<主要指標>

- 24 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び 必要な方策等について(答申)(平成28年12月21日)
- 25 令和3年法律第 57 号

第3次学校安全の推進に関する計画 P16